

府中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和３年４月策定

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）は、府中市耐震改修促進計画（第２期計画）（以下、「促進計画」という。）に定める耐震化率の目標を達成するため、住宅所有者又は居住者（以下、「所有者等」という。）に対して住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画第９章第６節に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、府中市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和２５年法律第２０号）における旧耐震基準（昭和５６年５月３１日以前）で建築され、若しくは着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の２分の１以上のものに限る。）で、自己の居住の用に供する木造の建築物とする。

5 取組期間

アクションプログラムの計画期間は、令和３年度とする。

社会経済状況の変化や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直し等を行う。

6 取組内容・目標

実施計画

	取組内容	令和3年度目標
財政的 支援	対象建築物の耐震診断費の一部補助	2 戸
	対象建築物の耐震改修工事費等の一部補助	2 戸
普 及 啓 発	1. 耐震化に必要性に係る普及・啓発の取組 ①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール等の送付を実施する。 ②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明する。	①全戸配布 (約 20,000 戸) ②希望者全員
	2. 耐震診断の既実施者に対する取組 ①耐震診断結果の報告時に補助等の説明を行い耐震改修の促進を図る。 ②耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者等に電話等により耐震改修を促す。	①診断実施者全員 ②3 戸
	3. 事業者に対する取組（技術力向上） 改修事業者に対する耐震改修方法等に係る説明会を実施する。	1 回 (県と協力して実施)
	4. 一般向けの取組（周知） ①耐震改修の必要性を周知するために市広報に掲載する。 ②住民を対象に説明会等を実施する。 ③パンフレットやチラシ等を作成、配布する。	①広報掲載 (年 1 回) ②出前講座の実施 (年 1 回) ③作成、配布 (約 20,000 戸)

7. 実績の公表

市のホームページで目標及び取組実績を公表する。